

## 市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民からの依頼による食品の放射性物質検査(以下「検査」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検査依頼の要件)

第2条 検査を依頼できる者は、市内に住所を有するもの(事業者を除く。)とする。

(検査対象検体)

第3条 検査の対象となる検体は、自ら食用として消費するために、市内の自ら所有又は管理する土地において生産又は採取した農林産物で、加工(乾燥を除く。)されていないものとする。

(検査項目)

第4条 検査項目は、放射性セシウムとする。

(検査方法)

第5条 検査方法は、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について(平成24年3月1日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡)」に基づく方法とする。

(検査の予約等)

第6条 検査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、市長に対し、あらかじめ検査の予約をするものとする。

2 予約の受付日は、相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)に規定する休日を除いた日とし、予約の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

(検査の依頼等)

第7条 依頼者は、前条第1項の予約の後、放射性物質検査依頼書(別記様式)に検体(原則、1検体当たり500g以上)を添えて依頼するものとする。

2 検査依頼の受付日時は、予約時に指定された日の午前9時から午前11時30分までとする。

(費用の負担)

第8条 検査は、無料とする。

(検査の実施)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による依頼書等を確認し、適当と認めるときは検体を受領して検査を実施し、適当と認められないときは検査を実施せず、検体を依頼者に返却するものとする。

2 依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合、検査を中止することができる。

(1) 依頼書に虚偽の記載があった場合

(2) この要綱の規定に違反した場合

(3) 前各号に定めるもののほか、検査の実施が不可能と認める場合

3 検査実施後の検体は返却しない。

(検査結果の通知)

第10条 市長は、検査結果を検査成績書により依頼者へ通知するものとする。

(基準値超過の場合における措置)

第11条 市長は、検査結果が基準値を超過した場合、必要な措置を講ずるものとする。

(検査結果の公表)

第12条 市長は、検査結果を相模原市ホームページ上に公開するものとする。

(禁止事項)

第13条 依頼者は、検査結果を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 営利目的の使用

(2) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動

(3) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月15日から施行する。

この要綱は、平成25年3月18日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別記様式(第7条関係)

市民からの依頼による食品の放射性物質検査依頼書

年 月 日

相模原市長 あて

依頼者 住 所

郵便番号 ー

相模原市 区

※ 依頼者の住所に検査依頼書を郵送します。

氏 名

電話番号

私は、市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱の内容を承諾のうえ、同要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり依頼します。検査を依頼するに当たっては、裏面の事項に同意します。

検体名 (品目名)	
生産者名	依頼者と同じ又は
生産者所在地	依頼者と同じ又は
産 地	相模原市 区

受付記入欄 (記入しないでください)		検体管理No. (検査機票記入)	
重 量	<input type="checkbox"/> 約500g以上	腐敗の有無	<input type="checkbox"/> 無
受 付	衛生研究所・相模原食協津久井支部 受付日 /	担当者	
衛生研究所依頼書受領日 /			

## 同意事項

- 1 依頼書の内容に虚偽の記載があった場合、検査を中止します。その際、検体は返却しません。
- 2 検査後の検体は原則として廃棄します。
- 3 市に過失のない不慮の事故(検体搬送中の交通事故など)により検査の実施が不可能になった場合、検査結果は発行できません。また、検体の返却も行いません。
- 4 依頼書の内容を放射性物質検査事業及び放射性物質検査事業に附帯する事業に利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。
- 5 検査結果、検体の品目名、生産地(区名まで)を市ホームページ上に原則として公開させていただきます。
- 6 市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱(令和5年5月1日施行)第9条に定める事項があった場合は、検査を中止します。

市民からの依頼による食品の放射性物質検査実施要綱 ※抜粋  
(検査の実施)

### 第9条

2 依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合、検査を中止することができる。

- (1) 依頼書に虚偽の記載があった場合
- (2) この要綱の規定に違反した場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、検査の実施が不可能と認める場合